

大雨等の災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減)

1 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税及び復興特別所得税の全部又は一部を軽減することができます。これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象となります。	災害による損失が対象となります。	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産が対象となります。 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(※1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財が対象となります。 (損害金額(※2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。)	
控除額の計算 又は 所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の〈イ〉と〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉 損害金額(※2)－所得金額の10分の1 〈ロ〉 損害金額(※2)のうちの災害関連支出の金額－5万円 注：「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
参考事項	○ 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 ○ 雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ○ 災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります。	○ 原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。 ○ 確定申告書に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額(※2)を記載して、原則として、確定申告期限(平成26年分については平成27年3月16日(月))までに確定申告書を提出する必要があります。	

※1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

※2 資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

参考：平成26年分による比較例

所得600万円、夫婦子供2人の場合で災害による損害がないときの所得税及び復興特別所得税の額が28万200円とした場合、所得税及び復興特別所得税の額は下の表のように軽減されます。損害額が100万円の場合は災害減免法を適用した方が有利になりますが、200万円、300万円の場合は所得税法の雑損控除を受けた方が有利になります。

損害額	雑損控除適用による所得税及び復興特別所得税の額	災害減免法適用による所得税及び復興特別所得税の額
100万円	217,900円	140,100円
200万円	115,800円	
300万円	56,600円	

※1 子供は16歳以上で、そのうち1人が19～22歳の場合です。

※2 災害関連支出の金額はなく、社会保険料控除68万円、生命保険料控除4万円として計算しています。

※3 損害額は、住宅や家財の2分の1以上です。

2 所得税及び復興特別所得税の確定申告手続に必要な書類等

平成 26 年分の確定申告時には、次のような書類等が必要となります。

- ① 被害を受けた資産の明細（資産の内容、取得時期、取得価額）の分かるもの
- ② 被害を受けた資産の取壊費用、除去費用その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの及び領収証
- ③ 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金等の金額が分かるもの
- ④ ご自分の所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の方の場合には、損害を受けた年分（平成 26 年分）の給与所得の源泉徴収票（原本に限ります。））
- ⑤ 所得税及び復興特別所得税が還付となる方は、還付金振込先の口座番号（ご本人名義の口座に限ります。）
- ⑥ 印鑑
- ⑦ 市町村から「り災証明書」の交付を受けている場合には、同証明書

※ 損害額の実額を計算することが困難な場合は、次の「損失額の合理的な計算方法」に
よることができます。

【損害額の合理的な計算方法】

1 住宅に対する損害額の計算

住宅に対する損害額は、被害を受けた構造により、「構造別の工事費用表」（表 1）の 1㎡当たりの価額に総床面積（事業用部分を除く。）を乗じた金額から減価償却費を差し引いた金額に「被害割合表」（表 4）の住宅の被害割合を乗じた金額とします。

$$[(1 \text{ ㎡当たりの工事費用 (表 1)} \times \text{総床面積}) - (\text{「減価償却費」 (表 2) により求めた金額})] \times \text{被害割合 (表 4)}$$

2 家財に対する損害額の計算

家財に対する損害額は、「家族構成別家財評価額」（表 3）に「被害割合表」（表 4）の家財の被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{家族構成別家財評価額 (表 3)} \times \text{被害割合 (表 4)}$$

表 1 地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり) (単位:千円)

	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄 筋 コンクリート	鉄 骨 造
徳 島	148	160	166	177
香 川	158	-	163	162
愛 媛	153	179	162	184
高 知	162	231	141	175
全 国 平 均	161	218	189	204

※ 全国平均を下回る場合又は値が存しない場合は、全国平均の工事費用を適用して差し支えありません。

表 2 住宅等の構造別耐用年数表

種 類	構 造	耐 用 年 数	償 却 率
建 物	木造造	33年	0.031
	木骨モルタル造	30年	0.034
	(鉄骨)鉄筋 コンクリート造	70年	0.015
	金属造 (肉厚4mm超)	51年	0.020
	金属造 (肉厚3mm超4mm以下)	40年	0.025
	金属造 (肉厚3mm以下)	28年	0.036
自家用車	普通	9年	0.111
	軽自動車	6年	0.166

※ 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したもの

表 3 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

※ 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円
加算、子供1名につき80万円加算

表 4 被害割合表

区分	被 害 区 分		被 害 割 合		摘 要
			住 宅	家 財	
損 壊	全壊・流失 埋没・倒壊		%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	
	半 壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一 部 破 損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸 水	床 上 1.5m以上	平 屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっ書の割合を使用する。 なお、長期浸水(24時間以上)の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用する。
		二 階 建 以 上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1m以上 1.5m未満	平 屋	75 (60)	100 (100)	・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する。
		二 階 建 以 上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm以上 1m未満	平 屋	60 (45)	90 (75)	・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう。
		二 階 建 以 上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm未満	平 屋	40 (25)	55 (40)	
		二 階 建 以 上	35 (20)	40 (25)	
床 下		15 (0)	-		

※ 車輦に係る被害割合については、上記を参考に個々の被害状況を踏まえ適用